

平成24年(ワ)第872号, 1075号 損害賠償請求事件

原告 第872号事件 岡崎クニ子 外141名

第1075号事件 岩城信義 外99名

被告 いずれも北九州市, 宮城県

答 弁 書

平成24年10月5日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番3号

大手町アイビースクエア2階(送達場所)

被告訴訟代理人弁護士 中野昌治

同 清成 真

電話 093-592-1201

FAX 093-592-1203



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告北九州市に対する請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決並びに被告北九州市敗訴の場合は仮執行免脱の裁判を求める。

第2 原告らの請求の原因に対する認否

- 1 「第1 当事者」について
 - (1) 同1及び2について

概ね認める。

(2) 同3及び4について

不知。

- 2 「第2 被告らの数々の違法行為」ないし「第5 結論」について
後記第3の求釈明に対する原告らの回答を待って認否する。

第3 求釈明

1 原告らの主張全体について

(1) 権利（利益）侵害について

原告らは、被告らの行為により、原告らのいかなる権利又は利益が侵害されたと主張するのか明らかにされたい。

特に、原告らは、「第2 被告らの数々の違法行為」及び「第3 広域処理の必要性の不存在<その10>」と題して、被告らの行為の違法性として10もの事由を列挙し、慰謝料の算出根拠として、「違法・無効事由一つにつき一人あたり1万円」とするのであるから、各違法事由毎に独立した権利ないし利益侵害があることになるはずである。したがって、各違法事由毎にどのような権利又は利益侵害があるのかを具体的に明らかにされたい。

また、原告らは、違法事由として、被告宮城県ががれきの処理権限なく被告北九州市と試験焼却、本焼却にかかる業務委託契約（以下、「本件委託契約」という。）を締結した旨の主張をしているが（かかる主張の真偽については争う予定である。）、かかる違法事由が原告らの健康被害や風評被害につながる理由を説明されたい。

(2) 損害について

ア 原告らは、健康被害及び風評被害の不安という精神的苦痛をもって損害と主張するようである。しかしながら、医学等の科学的な裏付けのない不安感については、そもそも「損害」にあたらぬものというほかない。そ

ここで、実際に原告らの主張する被害が生ずる蓋然性がどの程度あるのか、それらについて医学等の科学的な根拠も併せて明らかにされたい。

イ 原告らは、その精神的苦痛として、原告ら各人について一律10万円を主張するが、健康被害等を前提とする精神的苦痛である以上、一定の客観的事実（例えば、健康被害等の具体的内容、治療を要したのであればその具体的内容、さらには後遺症の有無等）を前提にしているはずである。そこで、原告ら各人について、個別具体的にどのような内容の被害が存するのか明らかにされたい。特に、原告のうち東京都や大阪府をはじめ北九州市から遠方に居住する者について、なぜ健康被害が生ずるのか、また、風評被害とは通常農漁業や農産物・海産物の取引に従事する者に生ずるものであるが、原告らは全員そのような職業に従事しているのか等について明らかにされたい。

2 原告ら訴状の個別の記載について

- (1) 訴状（平成24年（ワ）第872号事件の訴状による。以下同じ。）第2の1について、原告らの「宮城県と鹿島JVとの契約上は、石巻市のがれきの処理権限は鹿島JVに移っていて、宮城県には存在せず」（3ページ (2)① i）との主張は、当該契約のいずれの条項によりそのように言えるのか、明らかにされたい。
- (2) 原告らは、宮城県石巻市の災害廃棄物が放射性物質に汚染されていると主張するが（6ページ (2)-(3)①）、具体的にどのような放射性物質に汚染されていると主張するのか明らかにされたい。
- (3) 原告らは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律4条の2及び34条の不遵守を主張している（6ページ (3)）。

これは、被告北九州市が処理する災害廃棄物が同法4条の2中の「放射性汚染物」に該当するという前提の主張と思われるが、同法の「放射性汚染物」は1条で「放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって